建経業　第 224 号
建経工　第 74 号
河　防　第 193 号
令和６年２月 19 日

部内各課長　様
部内各出先機関の長　様

交通基盤部長

交通基盤部における災害関連の業務委託に係る書類省略等の試行について（通知）

近年多発する激甚災害等の発生状況及び契約の実情等を踏まえ、「災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書」又は「災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書」（以下「業務委託災害協定」という。）に基づき出動を要請した災害関連の業務委託においては、下記により書類省略等の試行を行うので通知します。

なお、書類省略等の実施に関わらず、「業務実施（進捗・完成）報告書」（業務委託災害協定様式第３号）については、受注者に対し、出動要請後、速やかに提出するよう求めてください。

記

１　業務委託契約締結後の提出書類

（１）「業務実施（進捗・完成）報告書」（協定様式第３号）の受理をもって省略することができる書類（別添１参照）

・業務工程表（約款様式第１号）
・業務代理人等通知書（約款様式第４号の１）
・業務計画書（業務委託共通仕様書）

（２）発注者が、口頭により通知することで省略することができる書類

・監督員通知書（約款様式第３号）

２　業務報告書

別に定める「交通基盤部における災害協定に基づく建設関連業務委託に係る業務報告書（成果品）の簡素化の試行について（通知）」（令和６年２月 19 日付け建経工第 75 号、河防第 194 号）に記載の対象業務については、業務報告書（成果品）を簡素化することができるものとする。

３　約款附則

この通知により書類省略等の試行を行うときは、別添２「静岡県業務委託契約約款附則（県からの出動要請に基づく災害関連業務）」を契約書類に添付すること。

４　成績評定

この通知により書類を省略又は簡素化した場合は、原則、成績評定を省略する。

担　　当　建設経済局建設業課建設業班
建設経済局工事検査課
河川砂防局土木防災課
電話番号　054-221-3059、2132、3033

（別添１）

「業務実施（進捗・完成）報告書」（協定様式第３号）作成例

協定様式第3号

業　務　実　施　　進捗　報告書

提出年月日時　令和　6 年　9 月　25 日　15 時　30 分

（応急対策業務受託者）

会　　社　　名 静岡清水測量設計コンサルタント㈱

住　　所 静岡市葵区追手町９－６

電　話　番　号 054－221－2249

業務実施要請書　第　5　号　に基づく、応急対策業務の　進捗　報告書を提出する。

（提出先）

事務所（局）名　静岡土木　事務所

課・支所名　工事　課　　担当者名　県庁　一郎

施　設　名	一級河川　安倍川
場　所	静岡　郡・(市)　葵　(区)・町・村　横山　地内・(地先)
着手日時	令和　6 年　9 月　17 日　9 時　0 分
業務実施要請書で指示された測量設計等業務の内容	測量業務　L＝50m 護岸設計　L＝50m 査定資料作成　N＝1式
実施内容	測量業務　L＝50m 護岸設計　L＝50m
完了（予定）日時	令和　6 年　11 月　10 日　17 時　0 分

概略工程表バーチャート（実績および今後の予定）

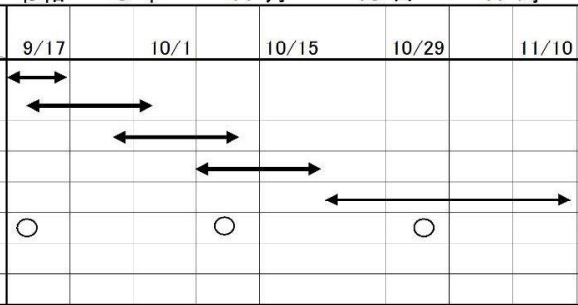

全体の進捗率％　10 ％

摘要	業務担当者氏名・連絡先　葵山　三郎　・　090-1111-2222 緊急連絡者氏名・連絡先　駿河　太郎　・　090-3333-4444

（別添２）

静岡県業務委託契約約款附則

（県からの出動要請に基づく災害関連業務委託）

１　この業務は「交通基盤部における災害関連の業務委託に係る書類省略等の試行について」（令和６年２月 19 日付け建経業第 224 号、建経工第 74 号、河防第 193 号）の対象業務とする。

２　この業務の契約において、受注者が、「災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書」又は「災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書」に規定する「業務実施（進捗・完成）報告書」（様式第３号）を発注者に提出しているときは、以下の書類の提出を省略することができるものとする。
(1) 業務工程表（第３条第１項）
(2) 業務代理人等通知書（第 10 条第１項）
(3) 業務計画書（業務委託共通仕様書）

３　この工事の契約において、発注者が、第９条第１項の規定による監督員を定めたときは、口頭で受注者に通知するものとする。

補足資料
交通基盤部における災害関連の業務委託に係る書類省略等の試行　他

【関連通知文】
- **交通基盤部における災害関連の業務委託に係る書類省略等の試行について（通知）**
- **交通基盤部ににおける災害協定に基づく建設関連業務委託に係る業務報告書（成果品）の簡素化の試行について（通知）**

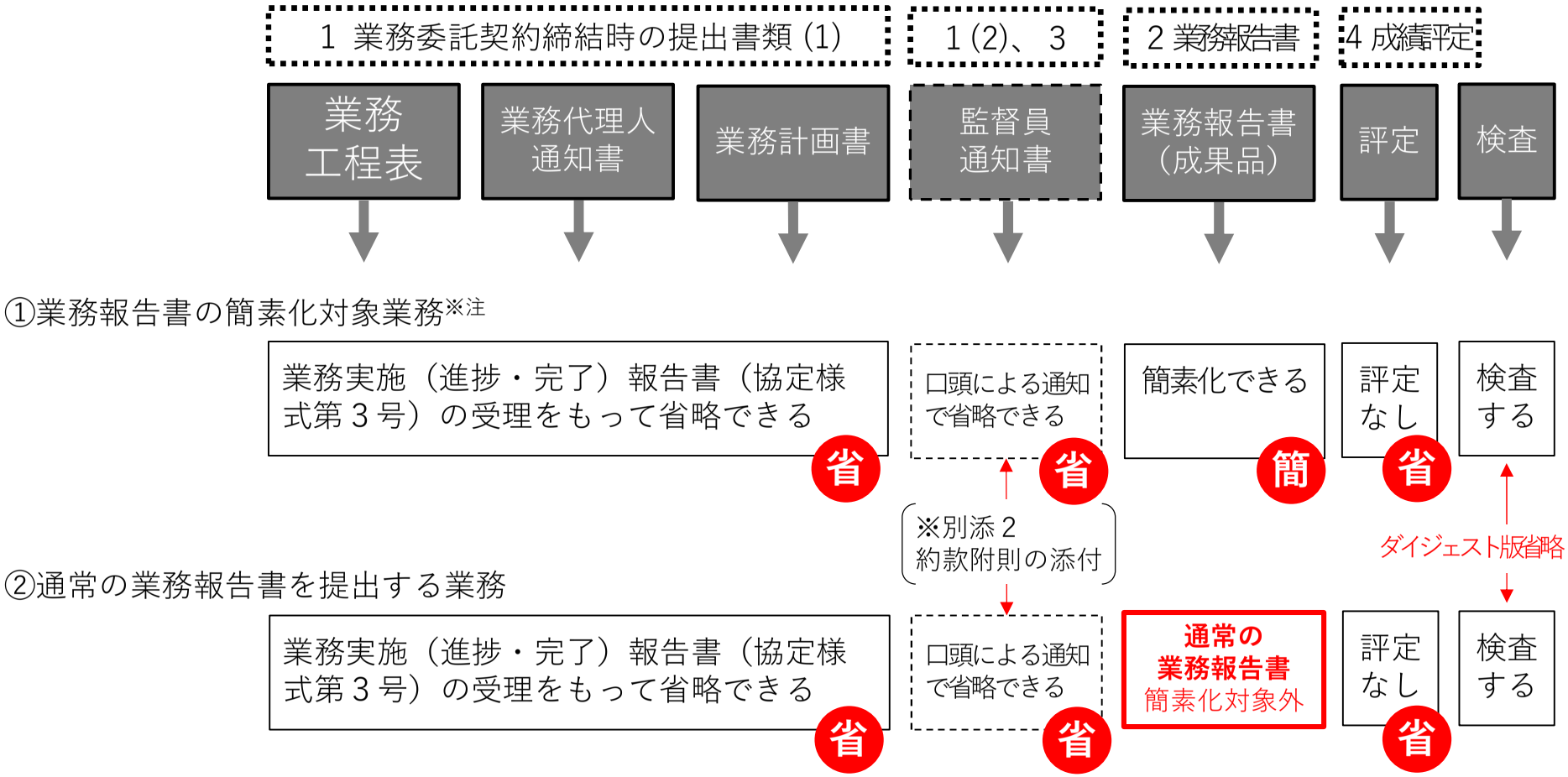

※注　簡素化対象業務：「１　災害協定に基づき行った設計業務」かつ「２　安定計算などを必要としない構造物の設計業務」（要：特記仕様書確認）